

## 大阪府告示第 83 号

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 3 条第 4 項の規定により、次のとおり特定都市河川及び特定都市河川流域を指定し、平成 18 年 7 月 1 日より実施する。

平成 18 年 1 月 13 日

大阪府知事 斎藤 房江

### 1 特定都市河川

名	称	区	間
寝屋川	左岸	北谷川合流点から旧淀川合流点まで	
	右岸	同	
城北川	左岸	寝屋川分派点から旧淀川合流点まで	
	右岸	同	
古川	左岸	寝屋川市御幸西町 1152 番の 1 地先から寝屋川合流点まで	
	右岸	守口市大久保町 5 丁目 164 番の 14 地先から寝屋川合流点まで	
恩智川	左岸	柏原市大泉 3 丁目 4 番の 1 地先（府道橋梁下流端）から寝屋川合流点まで	
	右岸	同	
大川	左岸	東大阪市善根寺町 6 丁目 725 番の 1 地先から恩智川合流点まで	
	右岸	東大阪市善根寺町 6 丁目 2 番地先から恩智川合流点まで	
日下川	左岸	東大阪市布市町 3 丁目 5 番の 50 地先（国道橋梁下流端）から恩智川合流点まで	
	右岸	同	
音川	左岸	東大阪市上石切町 1 丁目 3 番の 41 番地先（近畿日本鉄道鉄橋）から恩智川合流点まで	
	右岸	同	
新川	左岸	東大阪市弥生町 1561 番の 1 地先（上流端を示す標柱）から恩智川合流点まで	
	右岸	同	
長門川	左岸	東大阪市下六万寺町 2 丁目 1 番の 2 地先（府道橋梁下流端）から恩智川合流点まで	
	右岸	同	
御神田川	左岸	東大阪市神田町 1 番の 1 地先から長門川合流点まで	
	右岸	同	
第二寝屋川	左岸	恩智川分派点から寝屋川合流点まで	
	右岸	同	
平野川	左岸	大和川分派点から第二寝屋川合流点まで	
	右岸	同	
今川	左岸	大阪市東住吉区湯里 6 丁目 183 番地先から平野川合流点まで	
	右岸	大阪市平野区喜連西 4 丁目 1333 番地先から平野川合流点まで	
駒川	左岸	大阪市東住吉区鷹合 3 丁目 56 番 2 地先から今川合流点まで	
	右岸	大阪市東住吉区鷹合 4 丁目 89 番 2 地先から今川合流点まで	

鳴戸川	左岸	大阪市東住吉区中野1丁目9番地先から今川合流点まで
	右岸	大阪市東住吉区中野1丁目17番地先から今川合流点まで
平野川分水路	左岸	平野川分派点から寝屋川合流点まで
	右岸	同
楠根川	左岸	八尾市若草町1丁目1番地先（近畿日本鉄道大阪線鉄橋）から第二寝屋川合流点まで
	右岸	同
箕後川	左岸	東大阪市横小路町6丁目1450番地先（国道橋梁下流端）から恩智川合流点まで
	右岸	同
鍋田川	左岸	大東市中垣内3丁目897番地先から寝屋川合流点まで
	右岸	大東市中垣内3丁目1215番地先から寝屋川合流点まで
谷田川	左岸	大東市北条1丁目1160番の3地先から鍋田川合流点まで
	右岸	大東市北条2丁目872番の3地先から鍋田川合流点まで
権現川	左岸	四条畷市南野6丁目1795番地先から寝屋川合流点まで
	右岸	四条畷市南野6丁目1259番の3地先から寝屋川合流点まで
江蟬川	左岸	四条畷市江瀬美町594番の2地先（府道橋）から清滝川合流点まで
	右岸	同
清滝川	左岸	四条畷市大字清滝474番の4地先から寝屋川合流点まで
	右岸	同
清滝川分水路	左岸	清滝川分派点から岡部川合流点まで
	右岸	同
讃良川	左岸	四条畷市岡山4丁目816番の10地先から寝屋川合流点まで
	右岸	寝屋川市国守町659番の1地先から寝屋川合流点まで
岡部川	左岸	四条畷市大字中野39番の12地先から讃良川合流点まで
	右岸	四条畷市岡山東1丁目67番の1地先から讃良川合流点まで
南前川	左岸	寝屋川市境橋町263番地先から寝屋川合流点まで
	右岸	寝屋川市美井元町99番地先から寝屋川合流点まで
打上川	左岸	寝屋川市大字打上1874番地先から寝屋川合流点まで
	右岸	寝屋川市大字寝屋2257番地先から寝屋川合流点まで
たち川	左岸	寝屋川市大字寝屋1248番地先から寝屋川合流点まで
	右岸	寝屋川市大字寝屋1247番地先から寝屋川合流点まで
寝屋川導水路	左岸	淀川分派点から寝屋川市石津元町338-1地先（友呂岐橋下流端）
	右岸	同

2 特定都市河川流域

大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四条畷市及び交野市の区域のうち、別図の示す部分

〔別図〕は省略し、その図面を大阪府土木部河川室河川整備課、大阪府寝屋川水系改修工営所、大阪府八尾土木事務所及び大阪府枚方土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

**大阪府告示第 84 号**

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成 16 年政令第 168 号）第 8 条第 2 項の規定により、平成 18 年大阪府告示第 83 号の特定都市河川流域に係る基準降雨を次のとおり定め、平成 18 年 7 月 1 日から実施する。

平成 18 年 1 月 13 日

大阪府知事 斎藤 房江

基準降雨

時	分	降雨基準値 (mm/hr)	時	分	降雨基準値 (mm/hr)	時	分	降雨基準値 (mm/hr)	時	分	降雨基準値 (mm/hr)
0	0-10	2.20	6	0-10	3.70	12	0-10	56.10	18	0-10	3.60
	10-20	2.20		10-20	3.80		10-20	37.30		10-20	3.50
	20-30	2.20		20-30	3.90		20-30	29.70		20-30	3.40
	30-40	2.30		30-40	4.00		30-40	19.20		30-40	3.40
	40-50	2.30		40-50	4.00		40-50	16.20		40-50	3.30
	50-60	2.30		50-60	4.10		50-60	14.10		50-60	3.30
1	0-10	2.30	7	0-10	4.20	13	0-10	12.60	19	0-10	3.20
	10-20	2.40		10-20	4.40		10-20	11.40		10-20	3.20
	20-30	2.40		20-30	4.50		20-30	10.40		20-30	3.10
	30-40	2.40		30-40	4.60		30-40	9.60		30-40	3.00
	40-50	2.50		40-50	4.70		40-50	8.90		40-50	3.00
	50-60	2.50		50-60	4.90		50-60	8.40		50-60	3.00
2	0-10	2.50	8	0-10	5.00	14	0-10	7.90	20	0-10	2.90
	10-20	2.50		10-20	5.20		10-20	7.40		10-20	2.90
	20-30	2.60		20-30	5.40		20-30	7.10		20-30	2.80
	30-40	2.60		30-40	5.60		30-40	6.70		30-40	2.80
	40-50	2.60		40-50	5.80		40-50	6.40		40-50	2.70
	50-60	2.70		50-60	6.00		50-60	6.20		50-60	2.70

3	0-10	2.70	9	0-10	6.30	15	0-10	5.90	21	0-10	2.70
	10-20	2.80		10-20	6.60		10-20	5.70		10-20	2.60
	20-30	2.80		20-30	6.90		20-30	5.50		20-30	2.60
	30-40	2.80		30-40	7.20		30-40	5.30		30-40	2.60
	40-50	2.90		40-50	7.60		40-50	5.10		40-50	2.50
	50-60	2.90		50-60	8.10		50-60	5.00		50-60	2.50
4	0-10	3.00	10	0-10	8.60	16	0-10	4.80	22	0-10	2.50
	10-20	3.00		10-20	9.20		10-20	4.70		10-20	2.40
	20-30	3.10		20-30	10.00		20-30	4.50		20-30	2.40
	30-40	3.10		30-40	10.90		30-40	4.40		30-40	2.40
	40-50	3.20		40-50	11.90		40-50	4.30		40-50	2.40
	50-60	3.20		50-60	13.30		50-60	4.20		50-60	2.30
5	0-10	3.30	11	0-10	15.10	17	0-10	4.10	23	0-10	2.30
	10-20	3.40		10-20	17.60		10-20	4.00		10-20	2.30
	20-30	3.40		20-30	21.30		20-30	3.90		20-30	2.30
	30-40	3.50		30-40	33.10		30-40	3.80		30-40	2.20
	40-50	3.60		40-50	43.90		40-50	3.70		40-50	2.20
	50-60	3.60		50-60	110.60		50-60	3.70		50-60	2.20

大阪府広報第 2219 号 4 頁～ 7 頁から抜粋。